

表1 夜間加算の現行規定と改正提言案

別添え

報酬名	介護保険	医療保険	
	介護予防訪問看護費・訪問看護費	訪問看護療養費	在宅患者訪問看護・指導料 (病院・診療所が算定できるもの)
自己負担額	10%	30%(老人医療10%又は20%)	30%
報酬額	20分未満 2850円 30分未満 4250円 30分以上60分未満 8300円 60分以上90分未満 11980円 ※1単位=10円で換算	<p>■訪問看護基本療養費(1日につき) 週3日まで(1日1回のみ) 看護師等 5300円(4800円)</p> <p>週4日以降(1日1回のみ) 看護師等 6300円(5800円)</p> <p>※看護師等…看護師・保健師・助産師 ※( )の数値は、准看護師の場合</p> <p>■訪問看護管理療養費 月の初回訪問 7050円 2日目を降12日目まで 2900円(訪問日数分)</p>	<p>■在宅患者訪問看護・指導料(1日につき) 週3日まで(1日1回のみ) 看護師等 5300円(4800円)</p> <p>週4日目を降(1日1回のみ) 看護師等 6300円(5800円)</p> <p>※看護師等…看護師・保健師・助産師 ※( )の数値は、准看護師の場合</p> <p>■在宅療養指導管理料 現在、11項目の管理料が設定されている ※1点=10円で換算</p>
夜間等の加算 (現行)	<p>■夜間・早朝 介護予防訪問看護費×25% 訪問看護費×25%</p> <p>■深夜 介護予防訪問看護費×50% 訪問看護費×50%</p> <p>※ 夜間:18:00~22:00 早朝:6:00~8:00 深夜:22:00~6:00</p>	加算なし	加算なし
夜間等の加算 (提言案)	現行通り	<p>■夜間・早朝 (訪問看護基本療養費+訪問看護管理療養費)×25%</p> <p>■深夜 (訪問看護基本療養費+訪問看護管理療養費)×50%</p> <p>※ 夜間:18:00~22:00 早朝:6:00~8:00 深夜:22:00~6:00</p>	<p>■夜間・早朝 (在宅患者訪問看護・指導料+[仮称]在宅患者訪問看護管理料)×25%</p> <p>■深夜 (在宅患者訪問看護・指導料+[仮称]在宅患者訪問看護管理料)×50%</p> <p>※ 夜間:18:00~22:00 早朝:6:00~8:00 深夜:22:00~6:00</p>
試算	<p>≪設例1≫夜間に訪問看護30分を行った場合(※看護師による当月2回目の訪問とする)</p>		
	夜間加算額		
	8300円×25%=2075円	(5300円+2900円)×25%=2050円	(5300円+2900円)×25%=2050円
	<p>≪設例2≫夜間に訪問看護20分を行った場合(※看護師による当月2回目の訪問とする)</p>		
	夜間加算額		
	4250円×25%=1062.5円	(5300円+2900円)×25%=2050円	(5300円+2900円)×25%=2050円
	<p>≪設例3≫夜間に訪問看護60分を行った場合(※看護師による当月2回目の訪問とする)</p>		
	夜間加算額		
	11980円×25%=2995円	(5300円+2900円)×25%=2050円	(5300円+2900円)×25%=2050円